

## イタリア刑事訴訟法の改革

### …直接主義・口頭主義の徹底，証拠開示，捜査の可視化

改正刑訴法<sup>1</sup>により当事者対等主義・弾劾主義が徹底化され、捜査は、当事者捜査と位置づけられ、捜査で得られた被告人や参考人の供述調書等の証拠類は、原則として公判に持ち出せないことになり、捜査と公判が完全に分離された。実質的にも、公判において、口頭主義・直接主義・対審原則が実現されたのである。

なお、改正刑訴法以前において、検察官の被疑者取調べに弁護人の立会権が認められており、弁護人の立会いなくして得られた自白は証拠として使用することができないことになっている。

その他弁護人は、捜査機関の行う検証・搜索・押収等の「証拠探索方法」に属する行為につき、少なくとも被疑者特定後は、弁護人の立会権が保障されている。

これら検証・搜索・押収等で得られた証拠は、いわゆる「再現不能な証拠」として<sup>2</sup>、例外的に公判廷に証拠として提出することが可能な証拠とされている。これらの捜査行為に弁護人の立会権が認められるのは、公判で証拠として許容されるのであれば、「(その) 証拠の獲得過程は、特に防禦側の対審権保障の観点から、それ自体一定の適正性を備えていなければならないとされる」からである。

検察官は、公訴提起とともに「犯罪情報・行われた捜査に関する資料及び予備捜査裁判官の面前でなされた行為に関する調書」と「犯罪物及び犯罪関連物」を裁判所書記官に提出しなければならないとされ（刑訴法 4 1 6 条 2 項）、証拠の全面開示（discovery totale）が認められている。

弁護人に開示しなかった証拠は、公判で使用することはできないことになっている。

なお 2 0 0 0 年の刑訴法改正により、身柄拘束中の被疑者の供述調書を作成するには、取調べの全過程をテープ録音しなければならないことになり、取調べ過程が可視化された。

（「イタリア刑事司法制度の視察 参審制度を中心として」より抜粋

札幌弁護士会 中山博之執筆，「自由と正義」2002 年 10 月号掲載予定）

抜粋にあたり，文中注の省略，脚注への変更を行った。

注記：

上記は，2002 年 6 月 15 日～23 日に行われた，日弁連司法改革実現本部国民の司法参加部会によるイタリア刑事司法制度の調査報告である。

<sup>1</sup> 1989年に刑事訴訟法の改正が行われ（1988年公布、1989年10月24日施行）、職権主義・糾問主義から当事者主義・弾劾主義への改革が行われた。

<sup>2</sup> イタリアでは、証拠の保全活動の特質に着目して、「再現可能」な資料か、「再現不能」な資料かによって区別され、再現可能であれば、公判で再現が求められ（例えば、証人尋問）、再現不能であれば、公判で使用可能な資料とされ、証拠になる。

被疑者の検察官に対する供述は、再現可能な資料であることから、公判廷で証人尋問をして再現しなければならず、供述調書がそのまま公判に出されることはない。ただし、弁護人の立会いの下になされた被告人の供述調書は、弾劾証拠として使用することは認められ、その場合は当該供述調書は、「公判用資料綴り」に編綴される（刑訴法 5 0 3 条）。